

第 1 2 回高山市新火葬場建設検討委員会 議事録

日 時： 平成 3 0 年 5 月 1 8 日 金曜日 1 3 時 3 0 分から 1 4 時 3 0 分まで

場 所： 高山市役所地下市民ホール

出席者：

(新火葬場建設検討委員会委員) 3 3 名

竹内 治彦 秋山 孝正 豊田 洋一 片山 幸士 泊瀬川 孚  
瀬上 雅義 蓑谷 雅彦 高木 淳 野尻 修二 岡村 康  
阪本 太 清水 裕登 野中 憲治 水野 千恵子 釜屋 隆司  
日野 貢 小峠 賢次 野々尻 順子 中田 幸男 田中 晶洋  
大下 正幸 塩屋 正道 野中 隆平 狭場 芳男 岩茸 伸一  
松葉 慶一 上坪 道利 林 順一 中谷 省悟 平子 栄史  
谷口 大悟 小坂井 唯夫 岡山 紘

(新火葬場建設検討委員会事務局)

事務局長・高山市市民保健部長 矢嶋 弘治  
火葬場建設推進室長 池之俣 浩一 火葬場建設推進室係長 大川 誠  
火葬場建設推進室職員 義基 現徳

(傍聴者) 2 名

1. 開会

委員長： 第 1 2 回高山市新火葬場建設検討委員会を始めさせていただきます。2、3 名の方が定刻までにおみえになっていませんが、会議が成立するだけの人数が集まっていますので、始めさせていただきます。

今日で 1 2 回目の委員会となりますが、これに部会や視察を加えると、委員によっては 2 0 回程度参集いただいています。3 月の前回会議では、どのような基準にするかをご討議いただき、その結果を部会でとりまとめました。そのことと選考手順を今日の全体会議にお諮りし、これからご討議いただいた後、今月末には選考基準、選考手順について市長に答申したいと思います。その後に行行政、議会で検討されましたら、いよいよ具体的な候補地の選考に進みます。大変お忙しい中を何回もご参集いただいておりますけれど、どうかよろしく願いいたします。

## 2. 委員会の成立等について

(事務局にて資料の確認を行った。)

事務局： 委員会の成立についてご報告させていただきます。ただいまご参集ただいている委員は、32名です。過半数を超えていますので、会議が成立することをご報告させていただきます。

委員長： 委員の交代がございます。一言ご挨拶をお願いします。

委員： 高山保育研究協議会を代表して参りました。どうぞよろしくをお願いします。

## 3. 前回議事録の確認

委員長： それでは議題に入る前に、前回の議事録を確認します。すでに送付したと思えますけれど、問題や修正がありますか。よろしいでしょうか。では、前回議事録をご承認いただいたこととします。また、大きな修正が必要でしたら、全体会議に諮ります。

## 4. 【議題1】候補地の選考基準について

委員長： それでは、候補地の選考基準について、前回、3月の全体会議で5つのグループに分かれてグループ・ディスカッションをしていただき、そこでの意見をもとに、部会で絞込みをしました。まず資料2を読み上げます。今日の議題を進めるうえで大変重要なことです。

(委員長が資料2を読み上げた。)

第1グループから第5グループで、当然、重複する意見もたくさんございます。重複するということは、基準に入れやすいということにもなるかと思えます。議事録から全部の意見を拾ったものを参考に、4月20日に部会を開きました。これらの点を考慮してご意見をいただき、部会で検討いたしました。そして、資料3にございます、候補地の選考基準として全体会議にお諮りする案を、部会で決定しました。

(委員長が資料3を読み上げた。)

これぐらいに選考基準を絞り込んで、候補地を選考してはどうかということで、部

会で検討しました。委員の方、いかがでしょうか。

グループ・ディスカッションの時に、具体的に何キロ、何分という意見が出ていますが、具体的には書かないで、移動時間と距離を基準とするという形で、ご議論いただいたことを生かしながら、選考してはどうか。あまり具体的なことを書いてしまうと、非常に選考がしにくくなるということで、このようなまとめ方をしました。資料3は、部会の討議の後、私がとりまとめたものですが、部会委員の方は何かご意見はございませんか。（「高山市新火葬場建設基本構想」の）基本コンセプトと基本方針にも配慮しながらまとめたつもりです。

委員： 先日、神奈川県川崎市で葬儀に参列しました。工業地帯の真中にあり、向かいが工場なのですが、川崎の方には違和感がないのかなと感じました。そこで働いていた方のアイデンティティというか、川崎ならではの立地なのだと思います。ふさわしい環境というのにも、いろいろなものがあるのだと思います。その環境で穏やかに葬儀が行われたのですが、高山らしい周辺環境というものを考えなければいけないと思いました。川崎の南部斎苑という所でした。

委員： 川崎市には南部斎苑の他にもう一箇所ありまして、それは住宅地の真中にあり、南部斎苑とはまったく違った立地条件の中で運営されています。改築工事をやっているのですが、非常に面積が限られている中で、近代的な火葬場に生まれ変わらせるために、苦勞をしているようです。周辺の状況によってさまざまな所があるというのが、川崎の例をみれば感じられるのだと思います。

委員長： 川崎と違い、高山では自然環境を十分に生かすことを考えなければいけないと考えています。

委員： この前の部会に出席していないので確認しますが、あまり細かいことは書かないということでしたが、7番目の「候補地の価格」というのは、どういう状況を想定しているのでしょうか。予算があるという想定でしょうか。

委員長： この検討委員会の検討では予算の縛りは初めからないのですが、じゃあ何も考えなくてもよいのかということではないと思います。部会で話し合っていたのは、例えば、市が持っている土地ならば問題がないけれど、公募された土地ではそういったことも考えなければいけないだろうし、寄付をされる方があるかもしれないから、事務局から全部確かめてもらいたい。価格という表現がよかったのかは分かりませんが、そういったことを考えたのです。寄付はあるのかどうかということも含め、事務局に調査を依頼しなければならないのではないかとということです。

委員： 用地の取得費用といったことでしょうか。

委員長： そうです。その表現のほうがよいのかもしれない。今の意見を入れ、用地の取得費用といった表現に変えさせていただきますけれど、よろしいでしょうか。価格といったら、全ての価格をはじき出すといった感じもありますから、用地の取得費用という表現に変えさせていただきますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。では、

そのように変えます。

委員： 選考基準は15個あがっていますが、この15には優先順位を決めておくとい  
いのはと思うのですが、どうでしょうか。

委員長： それは考えたのですが、非常に難しい。優先順位を決めることは、候補地を  
決めることにもなってしまいます。この次の議題である、選考手順のこととしてお話  
したいと思いますが、その候補地を見たら、あきらかにだめだという土地から省いて  
いくという手順を考えていますが、候補地ごとにあてはめる基準は違ってくると思  
います。そういう意味から順位付けをしないまま、ここに出しています。

委員： それならば結構です。これからの作業として、15の基準と候補地が、一つの  
表になっていくのでしょうか。例えば、「故人の旅立ちにふさわしい周辺環境」が整  
っているということならばマルがつくなど、そのようなことになるのでしょうか。

委員長： おそらく始めはならないと思います。次の議題の選考手順のこととしてお話  
したいと思いますが、候補地が数箇所になってきたら、それはあてはめなければなら  
ないと思います。最初のうちは割合簡単に、機械的に選考できるのではないかと。土地  
が変形のものもありますし、基準を満たしていないものもありますし、はねられるも  
のははねてしまってから、視察と検討を繰り返すということを考えています。

委員： 15番目の項目（「15 住宅、老人福祉施設、病院及び学校などの有無」）に、  
以前は公園もあったのですが、公園を入れることはできますか。子どもが集まる公園  
や、そういった公共施設も入れてもらえるとありがたいと思います。

委員長： 「など」の中に入れてあります。意図的なことは何もしていません。このま  
まの表現でよいか、それとも、今までのいきさつもあるから公園も入れたほうがよいで  
しょうか。

委員： 後から作る公園はよいと思うのです。今使っている公園に隣接することはちょ  
っと、と感じます。使っていない公園を火葬場の用地にあてるということもあるかも  
しれないので、難しいところです。

委員長： ここで議論したことは議事録に残ります。そのことは十分に考慮するという  
ことです。「など」の中に入っているということで、よろしいでしょうか。

前回の全体会議でグループ討議をしていただいたものを受け、選考基準を絞り込ん  
でいます。議事録は全部残りますから、その意見を排除したというものではないとご  
理解いただきたいと思います。答申にあたり、あまりだらだらと書いてしまうと、書  
き落としていることが重要なことになる場合もありますので、若干、抽象的な表現で  
まとめています。

それでは、7番を「用地の取得費用」に変え、そのような形で、検討委員会として、  
15の選考基準ということで、ご了解いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。  
それではご承認いただいたものとして、前に進めていきたいと思います。

## 5. 【議題2】候補地の選考手順について

委員長： それでは、**資料4**をご覧ください。大変申し訳ないことですが、部会ではこのことを十分に練っておりません。私と副委員長で練りまして、答申するならば選考手順も出しておいたほうが全体として動きやすいということで、候補地の選考手順という形でお諮りしたいと思います。ご議論いただいて、ご承認いただけるようでしたら、これを含め、今月の終わりに、市長に検討委員会として答申したいと思います。

「候補地の選考手順は、基本的に次のとおりとする。候補地の選考手順。いずれかの選考基準にあきらかに合致しない、または合致しにくい候補地をとりあえず除く。」具体的には、応募書類、登記簿、公図、地理情報とか、航空写真などを参考にして、書類だけで判断できるものを候補地から除きます。公募要件に示した敷地面積が確保されていないとか、候補地の地形が非常に不整形、火葬場をつくるうえで形がよくない、急勾配の土地で造成しなくてはならないなど、いろいろなことがございますので、そういうものは省いてはどうか。それから、市街地からの移動に一定時間以上を要する。一応、公募の時は15キロメートルということになっていますが、場所によってかかる時間が違います。グループ討議をみても、できれば10キロメートル以内でよい候補地があればという意見がありましたので、そういうことも検討する。次に、今出ましたように、住宅や公共の施設が非常に近くにある土地は除外してもよいのではないか。現地視察をしなくてもあきらかに除けるものを除くのですが、ただし、候補地から完全に消えるのではなく、そういう作業を全候補地にして、どれだけ残るか。

それで残ったものについて、②です。「①で残った候補地について、さらに詳細に検討するとともに、現地視察を行って絞り込む。」おそらく、①の書類の選考によって、市有地はほとんど残らないこととなるかもしれないですね。

公募された土地と市有地について①の作業をやり、どれぐらい残ってくるか。20か30か、分かりませんが、これについては視察を全員がやり、ご意見をいただいたうえで絞り込みを行いたいと思います。おそらく、そこでは決まらないと思いますので、②をやったうえで、ここで10ぐらい残るのかとも思いますが、分かりません。一発でいけるのかもしれません。残った候補地については、さらに選考基準をあてはめ、部会でA、B、Cぐらいの評価をしてみてもよいのではないか。あるいは、1箇所しかないということになるのかもしれませんし、そこで項目にウェイトを入れ、候補地の順位付けをして答申するというふうにしたいと思います。

ただし、これは具体的な作業をやってみないと、分からないことが多いと思います。だいたいこのような手順でやりたいということ、検討委員会として認めていただければ答申したいと思っています。いかがでしょうか。

この手順については、部会の委員の方にも諮らないまま、副委員長と案を作りました。このことを選考基準といっしょにやっておかないと、選考基準だけで3ヶ月、選考手順で行政とのやりとりが3ヶ月かかれば、半年は延びることになりますので、できましたら6月、あるいは7月の議会で協議していただきたいと思います。

①で残った所については具体的にどういうことを考えるかといいますと、幹線道路からのアクセスとか、さまざまなインフラの状況はどうなっているとか、初期費用と維持費用についても考えていきたい。それで残ったものについては、選考基準をあてはめて順位付けをしたいと思います。

①で絞り込みましたら、それをホームページで公表したい。それから、②で絞り込んだものについても、ホームページで公表しまして、現地を視察したいと思っています。現地視察は一段階ごとに実施を考える形としたいと思います。いかがでしょうか。  
委員： まず、最初の絞り込みで、あきらかに合致しないものを除くという部分で、あきらかかどうかを誰が決めるのかということです。本当にあきらかなものもあると思います。特に市有地については、誰がみても、どう考えても形式的にあがっているだけのものもありますので、それは判断ができると思いますが、進めるうちにこれはどっちかと迷うことがあると思います。その判断をどうするかということで、6月21日に部会を行うこととなっていますが、迷う部分については次の部会で提示して、そこで決するというのでよいのでしょうか。

それから、近隣ということで、住宅と、先ほどは公園のことも出ていましたが、視察した中ではそばに事業所がある土地もありました。事業所についてはどのように考えるのでしょうか。

委員長： 即答することは非常に難しいのですが、「あきらかに」とはどのようなものかという基準を考えているわけではなく、この15の基準を候補地にあてはめたことはないのです。一応の、これはこういうことという感触はありますが、そういう意味から、明確に答えられるわけではないのです。

例えば部会の中で検討しながら、これはだめだという形になるのかと思います。そういう意味で、今、「あきらかに」とはどのようなものかと、明確に答えを出すことはできないと思います。

委員： 部会も明確にならなければ困ってしまいます。次の部会にお任せいただくことに、全体会議でご信任いただくこととしてはいかがでしょうか。

委員長： 今おっしゃったように、今日の全体会議で、最終的には、どういった形で答申しますということを決めることと、答申後に行政、議会の返事を待っている期間が経ちますので、6月に部会の作業をすることを了承いただきたい。行政と議会の協議が進んでも進まなくても、検討委員会としては作業をしたい。それについては、この全体会議で、部会に機械的な絞り込みについてお任せいただきたい。必ずここでご承認いただくわけで、部会で検討したことを全体会議に戻すというのが第1回目の作業

と思っています。

今、ご指摘がありました。全体の中での候補地の選考基準について、これが、もう1回手続をやらなくてはならないのかも分かりません。資料4は、だいたいこれぐらいでいけるかなということで、実際にはもう1回やらなくてはならないかもしれない。それは、候補地がどれだけ残るかによって違ってくると思います。そうすると、さらに細かい情報を集めなければならないこともあるかと思えます。①、②、③とありますが、④が付いてくるかもしれません。

委員： 選考手順について確認したいのですが、まず第①段階は明確に、機械的に合致しないものを落とす。今出てきたあやふやな部分は部会にある程度任せていただいてさらに絞るといふ段階で、その次の段階で全体会議に諮って承認をいただくというふうな考えてよろしいでしょうか。

委員長： そのように考えてください。42名の委員の中で議論をしても、まとまる場合もあるだろうし、まとまらない場合もあります。ある程度の議論は部会にお任せいただいて、それを全体会議にかけるというふうな、第①段階はやりたいと思います。その次からは全員で視察をし、意見を聞き、また部会で絞り込むというような繰り返しを何回かやっていきたいと思えます。

委員： 部会に任せるといふことについて、それはそれでよいかと思うのですが、やはり選考基準があり、それをどのように使うか。先ほどご意見のあった、「あきらかに」という言葉が気になるのですが、恣意的に、意図的に使おうとすれば使ってしまうような言葉でもあります。選考基準において、「あきらかに」というのは、敷地の広さとか形状とか急傾斜などの、建築するうえでの困難さというか、建築の難しさ、そこに建物を建てる難しさも、あきらかという言葉の捉え方の一つだと思います。あるいは、費用的にみて、今の建築の難易度にも関わることですが、過大な費用がかかってしまうといった捉え方もあります。あるいは、利用するうえで遠すぎて具合が悪いということもあります。建築の難易度とか、過大な費用とか、利用するうえでの困難さとか、「あきらかに」という言葉で、内容を補足することができるのではないかと。先ほどのご意見の、15の選考基準に序列をつけてはどうかということにも絡むのですが、「あきらかに」という言葉を補足する文言があると、部会としては受けやすいのではと思ったのです。

「あきらかに」とは何だろう、「とりあえず除外する」という部分の「とりあえず」とは何だろうという疑問がわき、後々使いやすいようにという考えは分かるのですが、あいまいすぎてしまい、疑念が出てくる可能性もある。「あきらかに」とは、建築の難易度や、何々や、何々に関連することで、あきらかに候補地としては無理な場合を指すといったことを、くつつけておくこともありうるかと思いました。

今出てきた、「とりあえず」ということは、どこかで復活して選考することがあるということなのか。「とりあえず」という言葉はどういうことなのか、少し気になり

ました。

委員長： 「とりあえず」は、一旦除いても、ずっと作業をやっとうえて、あの候補地は復活して検討してはどうかということが起こりうるのではと考えて、「とりあえず除く」としました。

先ほど、①のところで説明しましたように、あきらかに公募した面積に足りないとか、地形が悪いとか、災害の問題があるとか、莫大な金がかかるとか、2月に視察した時に雪の中をあの土地まで行くのにどうしたらよいのかという土地もありますが、そういったことをいちいち書いていると、もっとあるのではないかととなります。

議論の中で、合致しないよね、というものを除いてはどうかということです。具体的な条件をいちいちここでやっていくと、作業を進めた時に、違うことで落とさなくてはならないことが出てきます。本当に作業をやってみないと分からないことが多々ありますので、いろんなことを考えたのですが、はっきりと書けなかったということです。けれど、①ではこういうこと、②ではこういうことをやるとお話しするのは、今発言されたことは議事録に残っていきますので、その縛りがかかってくるのだと思っています。

条件の重み付けをすると、候補地をある程度想定していると捉えられると思いますので、それは避けたいということです。

議事録に残りますので、どんどんご発言していただいたほうが、承認いただいた後、部会が作業をする時、それをベースにやります。選考基準の案を作る時も、議事録から意見を全部引っ張り出して、まとめたものをベースにして決めていったのです。できるだけ、ご発言をいただきたいと思います。

委員： 足切りの段階ですから、さまざまな基準に何かしら引っかかって、除外できるだろうというものは除外し、グレーゾーンのものに残すということで、あくまでも足切りで、明確なものは除外して次の段階に進むということでよろしいのかなと思います。

先ほど、事業所のことを質問させていただいたのですが、あきらかに除外するものに事業所の近くを入れるのか入れないのか。

委員： 事業所をどうするかということですが、先ほど出ました川崎の例でいきますと、南部斎苑は事業所に隣接しているのです。そこで事務局が動いた時、ほとんど反対がなかったということもありますから、とりあえず残してよいのではないかと、私は思います。

委員長： 他にございませんか。ご意見がございませんようでしたら、この選考基準と選考手順で検討委員会は作業をやります。5月28日に、選考基準の7番目を訂正したもので、答申したいと思います。答申をしながら、部会を6月に開き、この基準で一つずつチェックをし、とりあえず抜けるものがどれだけあるのかということ、作業だけはしますが、決定はしません。決定は全て全体会議に戻しますので、全体会議

で決定し、①のところでもとりあえず除いて、どれだけ残るかということで議論いただいたうえで、準備をしておきます。おそらく、議会のほうは遅れるかと思しますので、準備だけをしておく。それで全体会議にかけて合意をいただいた後で、①段階が終わるという意味で、部会で検討だけをするということに、ご承認いただけますでしょうか。6月にとりあえず1回やってみるということで、よろしいでしょうか。

それでは、一つは資料3の基準と資料4の手順で、一部修正をしたうえで答申をする。もう一つは、議会の進行に関係なく6月に部会を開きまして、15の基準に照らしながら、絞込みが可能かどうか、作業させていただくことを、ご承認いただきたいと思えます。よろしいでしょうか。必ず議事録その他に残っていることをベースにしながら、部会の作業はするというご承認いただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

出席委員： 異議なし。

委員長： それでは、答申するというごことと、6月の部会で一度作業をやってみるということで、それでいろんな問題が出てくるかと思えますので、また全体会議にフィードバックして考えていくことにさせていただくということで、よろしいでしょうか。

## 6. その他

委員長： 事務局からは何かございますか。あるいは前回の全体会議から今までの間で、何か報告しておかなければならないことはありますか。

事務局： 特にありません。

委員長： 特にないようですので、今日はこれで終わります。

## 7. 閉会

副委員長： 長時間にわたり熱心にご討議いただき、ありがとうございます。再度、初夏を迎えるような回になりまして、ずいぶん長くやっているなという思いがあります。

ただいま委員長からお話がありましたように、資料3、資料4に基づきまして、5月28日に答申を行い、議会との協議などの間に、6月の部会において絞込み作業を進めていくということで、ご承認いただきました。そういったことでスピードを上げながらも、丁寧に議論を重ねながら、最後まで進めていくということでございます。

本日は長い時間ご検討いただき、ありがとうございます。以上をもちまして第1

2回検討委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。